

事業者の皆様へ

ぴったりサービスの電子申請で 火災予防の届出ができます

ぴったりサービスのメリット

- いつでも** 24時間365日、
時間を問わず申請が可能です。
- どこでも** パソコン・スマホ・タブレットから、
場所を問わず申請が可能です。
- 簡単に** 入力チェック機能やヘルプ機能で、
間違いのない申請ができます。
今回の申請情報を保存すると、
次回申請時にその情報を利用できます。

令和5年1月4日開始



ぴったりサービスへのアクセスはこちら



https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

■ぴったりサービスとは
政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスです。

申請可能な手続

(令和5年1月4日現在)

- 消防計画作成（変更）届出
- 全体についての消防計画作成（変更）届出
- 防火・防災管理者選任（解任）届出
- 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- 防火対象物点検結果報告
- 防火対象物点検報告特例認定申請
- 自衛消防組織設置（変更）届出
- 工事整備対象設備等着工届出
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- 防災管理点検結果報告
- 防災管理点検報告特例認定申請
- 管理権原者変更届出（防火管理）
- 管理権原者変更届出（防災管理）

副本の取扱いについて

従来の書類による申請とは異なり、電子申請では手続き完了メール及び「申請様式の控え」が副本の代わりになります。

申請の方法などについては

秦野市消防本部 電子申請

検索

お問い合わせ先
秦野市消防本部 予防課

Tell:0463-81-5240

e-mail:f-yobou@city.hadano.kanagawa.jp

